

長 第 05200001 号
令和 3 年 5 月 2 0 日

各和歌山県所管指定居宅サービス事業所管理者
各和歌山県所管指定介護予防サービス事業所管理者
各和歌山県所管指定介護老人福祉施設管理者
各和歌山県所管介護老人保健施設管理者
各和歌山県所管介護医療院管理者
各和歌山県所管指定介護療養型医療施設管理者
各和歌山県所管養護老人ホーム施設長
各和歌山県所管軽費老人ホーム施設長
各和歌山県所管有料老人ホーム管理者
各和歌山県所管サービス付き高齢者向け住宅代表者

様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

介護保険事業者等の事故発生時における報告取扱要領（標準例）、事故報告書の一部改正及びサービス提供による「事故発生時の未然防止」、「事故発生時の迅速・適切な対応及び報告」、「再発防止に向けた取組」の徹底について（通知）

平素より、本県の高齢者福祉施策にご協力いただきありがとうございます。

このことについて、厚生労働省により事故報告の様式が定められたことに伴い、県で定めていた報告取扱要領、事故報告書（標準様式）を別添のとおり改正しました。

つきましては、改正後の報告取扱要領、事故報告書を別添によりお送りしますので、令和3年6月1日以降提出いただく事故報告については、新様式により提出をお願いいたします。

また、今般、介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応（リスクマネジメント）を推進する観点から、「指定介護老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」が別紙のとおり改正されたので、ご留意願います。

加えて、介護保険事業者におかれては、引き続き、介護事故を未然に防ぐための研修等の取組を実施していただくとともに、事故が発生した場合の入所者等の家族等への速やかな連絡と適切丁寧な対応、関係機関への迅速な報告及び事故の再発防止に向けた取組の実施について、改めて職員に対して周知徹底をお願いいたします。

記

改正後の「介護保険事業者等の事故発生時における報告取扱要領（標準例）」
「事故報告様式（標準様式）」
「サービス提供による事故発生時における対応フロー（標準例）」は、
「きのくに介護 de ネット」に掲載

<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.html>

和歌山県介護サービス指導室
TEL 073-441-2527

6. ① 介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化 「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」より

概要	【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】	
○ 介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進する観点から、基準の見直し等を行う。【省令改正、告示改正、通知改正】		
基準		
○ 運営基準（省令）における、事故の発生又は再発を防止するために講じなければならない措置として、以下のとおり追加		
<p><現行></p> <p>イ 事故発生防止のための指針の整備</p> <p>ロ 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備</p> <p>ハ 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施</p>	➡	<p><改定後></p> <p><u>イ～ハ 変更なし</u></p> <p><u>ニ イからハの措置を適切に実施するための担当者設置（6ヶ月の経過措置期間を設ける）</u></p>
単位数		
<p><現行></p> <p>なし</p> <p>なし</p>	➡	<p><改定後></p> <p><u>安全管理体制未実施減算 5単位/日（新設） ※6ヶ月の経過措置期間を設ける</u></p> <p><u>安全対策体制加算 20単位（入所時に1回）（新設）</u></p>
算定要件等		
<p><安全管理体制未実施減算></p> <p>運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合</p> <p><安全対策体制加算></p> <p>外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。</p> <p>※ 将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資するため、国で報告様式を作成し周知する。</p>		

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号）（抄）

新	旧
<p>37 事故発生の防止及び発生時の対応（基準省令第35条）</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会（第1項第3号）</p> <p>指定介護老人福祉施設における「事故発生の防止のための検討委員会」（以下「事故防止検討委員会」という。）は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすることが必要である。</p> <p><u>事故防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</u></p> <p>なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、<u>関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。</u>事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。</p> <p>また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5) <u>事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者（第1項第4号）</u></p> <p>指定介護老人福祉施設における事故発生を防止するための体制として、<u>(1)から(4)までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、事故防止検討委員会の安全対策を担当する者と同じの従業者が務めることが望ましい。</u></p> <p>なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第10条において、6ヶ月間の経過措置を設けており、令和3年9月30日までの間は、<u>努力義務とされている。</u></p> <p>(6)（略）</p>	<p>32 事故発生の防止及び発生時の対応（基準省令第35条）</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会（第1項第3号）</p> <p>指定介護老人福祉施設における「事故発生の防止のための検討委員会」（以下「事故防止検討委員会」という。）は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。<u>構成メンバーの責務及び役割分担を明確にとともに、専任の安全対策を担当する者を決めておくことが必要である。</u></p> <p>なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、<u>感染対策委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が事故防止検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。</u>事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。</p> <p>また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>(4)（略）</p> <p>（新設）</p> <p>(5)（略）</p>